

甲賀市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」一部改正

制定 平成29年 4月 1日
一部改正 令和 4年 6月 10日

甲賀市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

甲賀市においては、平地と中山間地が混在しており、それぞれの地域の実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

特に中山間地では、農業従事者の高齢化や担い手不足、獣害やほ場条件の悩みを抱えた地域が多く、遊休農地の発生が懸念されていることから、その発生防止・解消に努めていく必要がある。

一方、平地では土地利用型の稲作が盛んなことから、担い手への農地利用の集積・集約化においては、農地中間管理事業を活用しながら取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、甲賀市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、滋賀県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」に基づき、概ね10年後において、効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標を75パーセントとし、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (平成29年4月)	5,260ha	248ha	4.7%
中間年の目標 (令和2年4月)	5,200ha	124ha	2.3%

中間年の現状 (令和2年4月)	5, 376 ha	226 ha	4.2%
目 標 (令和5年4月)	5, 365 ha	218 ha	4.1%

【目標設定の考え方】

a 緑区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査により判明した緑区分の遊休農地は令和4年度から令和8年度までの5年間で解消する。

令和4年度から、利用状況調査により新たに判明した緑区分の遊休農地については、調査の次年度全てを解消する。

b 黄区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査により判明した黄区分の遊休農地については、県、市、農地中間管理機構等と協議し、解消のための工程表を策定する。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

①農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

農地法第30条第1項の規定による利用状況調査と同法第32条第1項の規定による利用意向調査の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施する。

利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農地情報公開システム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

②農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続を行う。

③非農地判断について

利用状況調査と同時に実施する「遊休農地（荒廃農地）の発生・解消状況に関する調査」によって、再生利用が困難な農地（既に森林の様相を呈する等農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地）については、対象地に関する情報を精査・確認し、農地に該当するか否かの判断を行い、非農地と判断した農地については非農地通知などの適正な事務を行う。

④ 獣害対策ならびに関係機関との連携について

遊休農地の要因となっている獣害防止のため、補助事業を利用した対策等を啓発する。

また、甲賀市農業再生協議会・耕作放棄地対策部会と連携を密にし、優良農地の確保に努める。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (平成29年4月)	5,260 ha	1,821 ha	34.6%
3年後目標 (令和2年4月)	5,200 ha	2,710 ha	52.1%
中間年の現状 (令和2年4月)	5,150 ha	2,095 ha	40.7%
目 標 (令和5年4月)	5,098 ha	2,367 ha	46.4%

【目標設定の考え方】

甲賀市が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に基づき、担い手への農地利用集積率を、令和14年4月までに75%とすることを目標とする。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「人・農地プラン」の作成・見直しについて

農業委員会として、地域ごとに人と農地の問題解決のため、「地域における農業者等による協議の場」を通じて、認定農業者等を地域の中心となる経営体と位置付け、それぞれの農業者の意思と地域の資源に照らした実現可能性のある「人・農地プラン」の作成と見直しに主体的に取り組む。

② 農地中間管理機構等との連携について

農業委員会は、市町村、農地中間管理機構、農協等と連携し、

(ア) 農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、

(イ) 経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、

(ウ) 利用権の設定期間が満了する農地等

についてリスト化を行い、「人・農地プラン」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

④農地の所有者等を確認することができない農地の取扱い

農地の所有者等を確認することができない農地については、公示手続を経て都道府県知事の裁定で利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数	新規参入者取得面積
現 状 (平成29年4月)	0 経営体	0 ha
3年後の目標 (令和2年4月)	3 経営体	3 ha
目 標 (令和5年4月)	6 経営体	6 ha

【目標設定の考え方】

過去3年間の実績より、平成30年度から令和5年度までの6年間をかけて6経営体の新規参入を目標とする。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

①関係機関との連携について

都道府県・全国の農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む。）を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

②新規就農フェア等への参加について

市町村、農協等と連携し、新規就農フェア等に積極的に参加することで情報の収集に努め、新規就農の受入れとフォローアップ体制を整備する。

③企業参入の推進について

担い手が十分いない地域では、企業も地域の担い手になり得る存在であることから、農地中間管理機構も活用して、積極的に企業の参入の推進を図る。

④農業委員会のフォローアップ活動について

農業委員会の区域内において高齢化等により農地の遊休化が深刻な地域について、農地の下限面積に別段の面積を設定して新規就農等を促進する。

農業委員及び推進委員は、新規参入者（法人を含む。）の地域の受入条件の整備を図るとともに、後見人等の役割を担う。